

取手市事業継続応援給付事業実施要綱を次のように定める。

令和2年6月12日

取手市長 藤井信吾

取手市事業継続応援給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の事業者の事業の継続を支援するため、取手市事業継続応援給付事業として、予算の範囲内において取手市事業継続応援給付金（以下「給付金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 この要綱の規定による給付金の給付は、新型コロナウイルス感染症への対応として国が交付する持続化給付金（以下単に「持続化給付金」という。）及び国又は他の地方公共団体が交付する持続化給付金に準ずる給付金の対象とならない者のうち、市長が必要と認める者に対し、前条の趣旨に基づき本市が独自に給付金を給付するものであり、給付金の給付に係る要件及び決定に関する事項は、この要綱に特に定める場合を除き、持続化給付金の例によるものとする。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有する中小法人（持続化給付金の給付に係る要件において、資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数に係る要件を満たす規模の法人をいう。以下同じ。）若しくは個人事業者又は市内に住所を有する個人事業者であること。
- (2) 令和2年1月から12月までの期間において、新型コロナウイルス感染症の影響

響により、前年の同月の売上げ（月を単位とした算定が困難な場合にあっては、令和元年の月平均の売上げ）と比較して事業収入（売上）（以下「事業収入」という。）が30パーセント以上50パーセント未満の範囲内において減少した月があること。この場合において、前年の売上げの額、事業収入の額及び減少の割合の算定方法は、持続化給付金の給付の申請に係る算定方法の例による。

(3) 令和元年以前に事業を開始しており、今後も事業を継続する意思を有していること。

(4) 国又は他の地方公共団体が実施する持続化給付金その他これに類する事業による給付金の給付を受けていないこと。

2 前項第2号に規定する減少した月の選定は、令和2年1月から12月までの間において、同号に掲げる要件を満たす一の月を、給付金の給付を受けようとする者の任意において選定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者に対しては、給付金を給付しない。

(1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者

(3) 取手市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が実質的に経営を支配するもの

(4) 宗教活動又は政治活動に関係するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該各号に準ずるものとして市長が適当でないことと認めるもの

（給付額及び回数）

第4条 給付金の額（以下「給付額」という。）は、前条第2項の規定により給付金の給付を受けようとする者が選択した任意の月（以下「対象月」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、給付額は、中小法人にあっては20万円、個人事業者にあっては10万円を上限とする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 給付金の給付は、同一の申請者に対して一度に限るものとする。

（給付の手続）

第5条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年1月15日までに、取手市事業継続応援給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添え、市長に申請しな

ければならない。

(1) 中小法人 次に掲げる書類

- ア 確定申告書（確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え）
- イ 令和2年分の対象月の売上台帳等
- ウ 法人名義の振込口座の通帳の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 個人事業者 次に掲げる書類

- ア 確定申告書（青色申告の場合は確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え、白色申告の場合は確定申告書第一表の控え）
- イ 令和2年分の対象月の売上台帳等
- ウ 本人名義の振込口座の通帳の写し
- エ 本人確認書類等の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、給付金の給付及び給付額を決定し、取手市事業継続応援給付金給付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、申請者からの請求に基づき、速やかに給付金を給付するものとする。

3 市長は、前項の規定による給付の決定に当たり、必要と認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、給付金の給付を不相当と認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（添付書類、給付額の算定式及び基本情報の特例）

第6条 市長は、前条第1項各号に規定する添付書類について、特にやむを得ないと認めるときは、持続化給付金の証拠書類等の特例の例により、代替の書類の提出をもって当該各号に規定する添付書類とすることができる。

2 中小法人の法人名が変更された場合（対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。

3 市長は、第4条第1項に規定する給付額について、次の各号のいずれかに該当するときは、持続化給付金の給付額の算定に係る代替措置の例により、市長が必要と認める添付書類を提出することで、給付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても、給付額は、中小法人にあつては20万円、個人事業者にあつては10万円を上限とする。

(1) 中小法人 次のいずれかに該当するとき。

- ア 平成31年1月から令和元年12月までの間に設立した場合
- イ 月当たりの事業収入の変動が大きい場合

ウ 事業収入を比較する二つの月の間に合併を行っている場合

エ 連結納税を行っている場合

オ 平成30年又は令和元年（平成31年）に発行されたり災証明書等（自社の事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明をいう。次号において同じ。）を有する場合

カ 事業収入を比較する二つの月の間に個人事業者から法人化した場合

キ 特定非営利活動法人又は公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人をいう。）の場合

(2) 個人事業者 次のいずれかに該当するとき。

ア 平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した場合

イ 月当たりの事業収入の変動が大きい場合

ウ 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合

エ 平成30年又は令和元年（平成31年）に発行されたり災証明書等を有する場合

（給付決定の取消し）

第7条 市長は、5条第2項の規定による給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。

(2) 給付金の給付を受けた後に、国又は他の地方公共団体の実施する持続化給付金その他これに類する事業による金銭の給付を受けたとき。

(3) 前号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（給付金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により給付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付金が給付されているときは、給付金の給付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

年 月 日

取手市長

殿

住所（本社所在地）

市内の事業所所在地

氏名（名称及び代表者）

印

電話番号

取手市事業継続応援給付金給付申請書兼請求書

取手市事業継続応援給付金の給付を受けたいので、取手市事業継続応援給付事業実施要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、当該申請に係る給付の決定が申請額と同額で決定されたときは、下記金額を請求します。

記

- 1 給付金給付申請（請求）額 _____ 円
- ※ 算定式：直前の事業年度の年間事業収入(C) - (減収月の事業収入(A) × 12 か月)
- ※ 算定式による額と中小法人にあっては 200,000 円，個人事業者にあっては 100,000 円を比較し、いずれか低い方の額
- 2 売上高等
- 事業開始時期 _____ 年 月
- A 減収月の事業収入（令和2年1月から12月までのいずれか）
- 減収月 _____ 月
- _____ 円
- B 比較月の事業収入（Aの前年同月）又は令和元年の月平均の事業収入
- _____ 円
- ※ 減少率 $(B - A) / B \times 100$ _____ %
- C 直前の事業年度の年間事業収入 _____ 円

3 基本情報

(1) 中小法人 (※ 個人事業者の場合には記入の必要はありません。)

法 人 番 号	
法 人 名	
本 店 所 在 地	
業 種	
設 立 年 月 日	
資本金の額又は出資の総額	円
常時使用する従業員数	人
代 表 者 連 絡 先	氏 名 電話番号
担 当 者 連 絡 先	氏 名 電話番号
決 算 月	月

(2) 個人事業者 (※ 中小法人の場合には記入の必要はありません。)

屋 号 ・ 雅 号	
業 種	
申 請 者 住 所	
申 請 者 氏 名	
生 年 月 日	
連 絡 先 電 話 番 号	

4 添付書類

(1) 中小法人

- ア 確定申告書（確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え）
- イ 令和2年分の対象となる月の売上台帳等
- ウ 法人名義の振込口座の通帳の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 個人事業者

- ア 確定申告書（青色申告の場合は確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え、白色申告の場合は確定申告書第一表の控え）
- イ 令和2年分の対象となる月の売上台帳等
- ウ 本人名義の振込口座の通帳の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

5 振込先

金融機関名								
本・支店名								
口座種別 口座番号	普通・当座							
(フリガナ) 口座名義人								

注 この申請書は、市長が事業継続応援給付金の給付決定をした後は、事業継続応援給付金の請求書として取り扱います。

別紙

誓 約 書

私は、取手市事業継続応援給付事業実施要綱に基づく事業継続応援給付金の給付を受けるに当たり、下記の事項について確認し、及び誓約します。

記

- (1) 給付対象者の要件を満たしていること。
- (2) 申請事項及び提出書類等の内容が虚偽でないこと。
- (3) 国又は他の地方公共団体が実施する持続化給付金その他これに類する事業による金銭の給付を受けていないこと。
- (4) 事業継続応援給付金の受給後に、国又は他の地方公共団体の実施する持続化給付金その他これに類する事業による金銭の給付を受けたときは、事業継続応援給付金を取手市へ返還すること。
- (5) 不正受給が判明したときは、要綱に従い速やかに給付金を返還すること。
- (6) 今後も事業を継続する意思を有していること。

取手市長

殿

年 月 日

住所（本社所在地）

氏名（名称及び代表者）

印

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市事業継続応援給付金給付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった取手市事業継続応援給付金については、下記のとおり決定したので、取手市事業継続応援給付事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 給付金給付決定額（確定額） _____ 円

2 給付の条件

- (1) 取手市事業継続応援給付事業実施要綱の規定又はこの給付の条件に反することとなったときは、速やかに市長に届け出ること。
- (2) 給付金の給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。
- (3) 取手市事業継続応援給付事業実施要綱の規定又はこの給付の条件に違反したときは、この決定を取り消し、給付金を返還させることとする。